

1月 ピッコロだより



【1月の活動】～ お正月遊び / 気持ちを表現する ～

月	火	水	木	金	土
2 やす 休み とうききゆうか (冬期休暇)	3 やす 休み とうききゆうか (冬期休暇)	4 しょうがつあそ お正月遊びを しよう	5 しょうがつあそ お正月遊びを しよう	6 しょうがつあそ お正月遊びを しよう	7 しょうがつあそ お正月遊びを しよう
9 やす 休み せいじん (成人の日)	10 ふゆやす おもて 冬休みの思い出を 発表しよう (さまざまな方法で 発表する)	11 ふゆやす おもて 冬休みの思い出を 発表しよう (さまざまな方法で 発表する)	12 ふゆやす おもて 冬休みの思い出を 発表しよう (さまざまな方法で 発表する)	13 ふゆやす おもて 冬休みの思い出を 発表しよう (さまざまな方法で 発表する)	14 ふゆやす おもて 冬休みの思い出を 発表しよう (さまざまな方法で 発表する)
16 ふゆやす おもて 冬休みの思い出を 発表しよう (さまざまな方法で 発表する)	17 せいさく 制作 (ジャンプカードを 作ろう)	18 きも 気持ちを 表現しよう (2023年に 頑張りたいこと)	19 きも 気持ちを 表現しよう (2023年に 頑張りたいこと)	20 きも 気持ちを 表現しよう (2023年に 頑張りたいこと)	21 きも 気持ちを 表現しよう (2023年に 頑張りたいこと)
23 きも 気持ちを 表現しよう (2023年に 頑張りたいこと)	24 きも 気持ちを 表現しよう (2023年に 頑張りたいこと)	25 きも 気持ちを 表現しよう (気持ちツリー)	26 きも 気持ちを 表現しよう (気持ちツリー)	27 きも 気持ちを 表現しよう (気持ちツリー)	28 きも 気持ちを 表現しよう (気持ちツリー)
30 きも 気持ちを 表現しよう (気持ちツリー)	31 きも 気持ちを 表現しよう (気持ちツリー)	【中学生の活動について】 ・1/14(土)～お正月遊び、3学期の目標 ・1/28(土)～理想の自分について考えよう			



※12/29(木)～1/3(火)は冬期休暇になります。

※専門職の来所日については、下記の通りです。

- ・公認心理師(松本): 20日(金)、21日(土)、30日(月)、31日(火)
- ・言語聴覚士(永山): 10日(火)～13日(金)、25日(水)、27日(金)、28日(土)
- ・理学療法士(樋口): 我路、ニポポ、シュバル、レラ



(今月の主な活動) お正月遊び / 気持ちを表現する

ねらい: 友だちと一緒にルールを考えながらお正月のあそびを楽しむ / 自分の気持ちを適切な方法で表現する

☆友だちと話し合ってルールを決めてみながらさまざまなお正月遊びを楽しみます。

<お正月遊びをしよう>

☆さまざまな気持ち(楽しい、イライラ等)を感じる状況について考え、友だちと発表し合いながら自分の気持ちを落ち着いて伝えたり、自分の気持ちを理解してもらったりする経験を積みます。

<気持ちを表現しよう>

★お知らせとお願い★

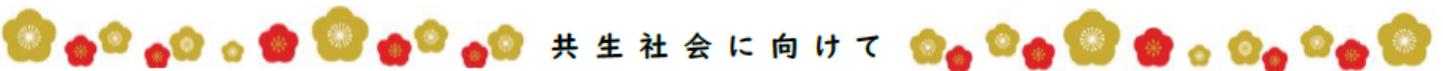
- ・提出書類につきましては、保護者の方より職員へ直接お渡しください。
- ・登園時間は、平日 16 時 20 分まで、土曜日（午前）10 時 20 分まで、（午後）13 時 50 分までをお願いします。
- ・お迎えは、平日 17 時 20 分～18 時の間、土曜日（午前）11 時 50 分～12 時 10 分の間、（午後）15 時 20 分～15 時 40 分の間をお願い致します。また、お迎えの際は引き継ぎ 20 分前に番号札を準備しますので、来所された順に取ってお待ちいただき、引継ぎ開始時間になりましたらインターホンにてお知らせください。

【キャンセル待ちについて】

- ・キャンセル待ちの受け入れの連絡は、平日は当日の午前中まで、土曜日は前日までにトリアより連絡をさせていただきます。連絡がない場合は受け入れが難しい為、ご了承ください。

【欠席連絡について】

- ・平日は 16 時以降、土曜日（午前）当日 9 時 30 分以降、（午後）13 時以降の欠席連絡となりますと、おやつ代（¥60/日）をご負担頂きますので、ご了承ください。また、職員不在の際は、留守番電話にメッセージを残しておいてください。



共生社会に向けて

平成 17 年に支援費制度となり、同じく発達障害者支援法が施行されました。その後、国連で障害者の権利に関する条約が採択されてからは、障害者に関する法律が毎年改正されて、障害者制度の充実が図られています。平成 23 年に障害者基本法の改正があり、精神障害に発達障害が含まれました。その後も障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行で合理的配慮が事業者に義務化となり、ますます違いを認め、個性、能力が尊重された共に生きる社会の実現が求められています。

全国で障害者数は約 937 万人（厚労省 H28）です。鹿児島県障害者計画（H30～R4）によると障害者は、約 15.8 万人（H29）です。鹿児島県において障害者の 32%が日々の生活において何らかの差別を感じていると鹿児島県障害者計画には記されています。多様性を尊重し障害の有無や個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生き活躍できる地域社会づくりは、身近な地域における人々の障害者理解が大切です。幼年期・学齢期の小さい時からの人権教育や関係機関での相談支援事業の充実。また、地域・事業所等での障害者理解啓発は、今後も継続的な取り組みが必要と考えます。

この 10 年あまりの間に、成人期における就労や労働等において、本人や事業所から発達障害に関する相談が増加しています。発達障害に限らず各障害については、書籍やインターネット、TV 等で広く一般の方も知る機会が増え、知識も得ることが出来ます。しかし、あふれる情報を得ることでかえって一人一人の理解は、障害理解や行動の問題からの理解で、一人一人の固有の課題は視野に入らず、支援する側の安心材料として「〇〇障害」と、医師だけしか診断できない「障害名」を告げてしまう現状があることを、私は危惧しています。その結果、事業所は仕事の上でミスを繰り返すと当事者への配慮や身近な人への理解啓発を図らず、仲間や上司から当事者へ直接「〇〇障害ではないか」又、「病院へ行き検査してもらいなさい」等、人権に配慮しない言葉が投げかけられ当事者は、出社できなくなり転職や鬱の症状等になり、二次障害を起こしているケースがあります。

各領域の支援関係者は、一人一人の特性を様々な角度から把握し、特別な支援の必要性を見極めて支援の方針を立て、当事者の情報を収集しながら、実態把握に努めることが大切です。また、当事者一人一人による異なるつまずきや、その背景に応じて、適切な指導や必要な支援の方針をもちながら、具体的な指導や支援につなげていくことも重要です。また、地域の関係機関との連携を深めながら、具体的な支援や指導の方策を検討することにより、当事者は、地域の中で理解者の支援を受けながら豊かに暮らすことができると思います。

TBS(R4/8.28)の街頭アンケートで、日々の生活における悩みごとの相談を受けている人は、コロナ禍の影響もあるのか、19.9%でした。8 割の人は困った時に相談せず、一人で悩み孤立している状況があります。それはインターネットや SNS 等デジタル化社会で孤立を助長しているのではとも報じました。地域の中で身近な人と人の人間関係づくりは大切です。支援者同士も孤立しないで連携・協力体制の構築が重要です。私は、地域における本人及び家族へのきめ細かい支援ができる仕組みづくりに微力ながら努力し、共に生きる社会の実現を目指して参りたいと考えます。



教育相談員
馬籠 裕二

